

介護費用削減方針

介護保険の「要支援1・2」の高齢者（約170万人）におけるサービスを介護保険から外して市町村による別のサービスに移行させる制度改悪で、初年度の2014年度中に移行できるのは114自治体（34都道府県）で、全体のわずか7・2%にとどまることが、厚生労働省の調べで4日までに明らかとなりました。介護費用削減を狙った改悪が深刻な矛盾に直面していることを示しています。

↓関連2面

全1579自治体（地域組織を含む）を集計したもので、都道府県別でみると13府県で移行自治体がゼロでした。最も多い大分でも10、東京9、埼玉、神奈川両県が8と続いています。15年度移行の114自治体のうち当初の4月に移行できるのは78でした。

移行自治体は16年度でも277（17・5%）にとどまり、17年度が最多の1069（67・7%）。

要支援サービス

サービス事業には予算に上限がつけられ、自治体は給付費の抑制を求めます。

られます。自治体や利用者からは「ボランティアなど受け皿がなく、移行は困難」「サービスが低下し、重度化が進む」との声が上がっています。

来年度 厚労省調べ

時期未定も119（7・5%）ありました。大多数は最終期限の17年度に先送りしており、移行するうえで困難を抱えていることを示しています。

市区町村に移されるのは、予防通所介護（ディサービス、50万人利用）と予防訪問介護（ホームヘルプ、45万人利用）。これまでヘルパーなど介護専門職が行ってきたサービスを、ボランティアなど非専門職による安上がりサービスに置き換えるます。

要支援サービス 移行わずか

介護保険の「要支援者」向けサービスの自治体移行が、初年度の2015年度にわずか7%に留まるなどを厚労省が明らかにしました。13府県では移行する自治体が皆無な

ど、介護保険の大改悪が深刻な矛盾と行き詰まりに直面していることを示しています。

同省はヘルパーの回数制限などサービスを切り縮める改悪を繰り返してきました。今回も、「要支援者」を丸ごと保険制度から追い出していくところ、かつてない大改悪です。

改悪中止し 抜本改善を

です。自治体や利用者から「移行されても受け皿がない」「症状が悪化し、給付費が増えただけだ」との声が上がるのは当然です。大半が最終年度の17年に移行するとしているのも、こうした矛盾を抱えているからです。

代わりに民間事業者やボランティアに行わせるとしていますが、しかも同省は、「安上がりサービス」に置き換えるだけではなく、要介護認定を受けられない「水際作戦」も、介護サービスから撤退してしまいます。

から掘り崩す改悪は中止・撤回し、引き続きこれまでのサービスが受けられるようとするべく、要介護認定を受けられない國の責任で安心できる公的介護制度に抜本的に改革すべきです。

(深山直人)

介護費用を抑え込もう求めています。

特別養護老人ホーム

から要介護1・2の人を締め出し、サービス利用料の1割から2割への引き上げなど負担増・給付減と併せて、「介護難民」の問題をいつそう深刻にするだけです。